

# 保育所等におけるこどもの人権を守るための環境整備事業のFAQ

## 1 事業の概要

No	質問	回答
1	補助対象期間は、いつからいつまでか。	令和6年4月1日から令和6年11月30日までです。 この期間内に、発注、納品、施工及び支払が完了していない場合は、補助対象となりません。
2	分園の場合、事業所に対する補助基準額はいくらか。	分園も1事業所として取り扱います。 補助基準額は、100,000円となり、補助上限額は75,000円となります。 ただし、補助対象経費が100,000円を下回る場合は、当該補助対象経費に4分の3を乗じて得た額とします。なお、1,000円未満の金額については、これを切り捨てます。
3	令和7年4月開所予定の園であるが、補助の対象となるか	申請時点で認可されていないため、補助対象外となります

## 2 補助の対象

4	カメラ等をリースで設置する場合は対象となるか。	リース費用は、全て補助対象外となります。
5	既存設備等の改修費は、対象となるか。	既存設備等の改修費は、補助対象外となります。
6	導入した設備等に修理の必要が生じた場合、その経費も対象となるか。	修理費に要する経費は、補助対象外となります。
7	既存設備等の取り外し費用と新たな設置費用も補助対象となるか。	取り外しの費用は、補助対象外となります。 新たな設置費用は、導入に必要不可欠であると判断できるのであれば、補助対象となります。
8	窓からおむつ替え等見えるため、レースカーテンを設置したいが、対象となるか	既にカーテン等が設置されている場合は補助対象外となります。 新設する場合は、プライバシー保護という目的であれば、対象となります。
9	プールを実施する際に、近隣の住宅地から見えないようにするためにシェードやシートなどをつけようと思う。	性被害防止対策やこどものプライバシー保護という目的であれば、対象となります。 なお、シート等の設置については、風による騒音等が発生しないよう配慮をお願いします。
10	道路から園庭が見えないように、フェンスやシートを設置する場合は対象となるか。	補助対象外となります。 例外として、プール周辺のフェンス等に目隠しとなるシート等を性被害防止対策やこどものプライバシー保護という目的で設置する場合は、対象とします。
11	簡易更衣室としてポップアップテントを購入する場合は対象となるか。	プライバシー保護という目的であれば、対象となります。
12	カーテンの買い替えは対象になるか。	既存施設の改修・修繕の目的は、補助対象外となります。
13	対象物品（パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサー）以外のものは対象外なのか。	原則、対象物品のみを対象としますが、カーテン等の物品を、対象物品と同様の目的で使用する場合は対象となる場合があります。 例1) 簡易更衣室の代わりに、保育室の一角を仕切るカーテンを設置する 例2) 着替えやおむつ替えのために、ポップアップテントを使用する
14	扉のICカードによる鍵は補助対象となるか。	対象外となります。
15	導入後に要する費用（維持費）は助成対象外となるか	対象外となります。

### 3 補助の対象（主にカメラ）

16	カメラ（固定型カメラ、アクションカメラ等）の導入にあたり、留意する点はあるか。	カメラによる映像の記録に当たっては、撮影前に職員及び保護者等の同意を得ておくことやプライバシー保護に配慮した記録後の映像保管体制の構築、管理運用規程の作成等に留意してください。
17	カメラの管理運用規程とはどのようなものか。	カメラの管理運用規程とは、カメラの設置及び運用等が適正に行われるよう必要な事項を定めたものです。作成にあたっては、「補助金申請マニュアル」に記載の「カメラを設置する場合の留意事項」や「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に記載されている事項を参考にしてください。
18	管理運用規程のひな形はないのか。	ひな形はありませんが、「補助金申請マニュアル」に記載の「カメラを設置する場合の留意事項」や「横浜市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に記載されている事項を参考に作成をお願いします。
19	管理運用規程を作成するうえで、気を付けることはあるか。	管理運用規程を作成するにあたり、特に重要な項目としては、①管理責任者の指定、②画像データの保存・取扱い、③目的外利用の禁止、④外部提供のルールがあります。これらについては、明確なルールを定めることが望ましいです。また、設置にあたっては、トラブルとならないように、事前に職員や保護者に設置目的や運用ルールを周知するとともに、設置の表示をするなどの対応をお願いします。
20	既にカメラを設置しているが、改めて管理運用規程を作成する必要はあるのか。	本補助金を活用しカメラを設置する場合には、作成を必須としています。しかし、既にカメラを設置している場合には、作成を必ず求めるものではありませんが、個人情報の適切な取扱いのためにも、管理運用規程を定めることが望ましいと考えています。
21	撮影した映像を記録、保管するための記憶媒体や鍵付き保管庫等も補助対象となるか。	こどものプライバシー保護や、保護者の安心に応える観点から必要不可欠であると判断できるのであれば、補助対象となります。
22	カメラの三脚や延長コード、モニター、保護ケース等の付属品は補助対象となるか。	カメラの導入に必要な不可欠であると判断できるのであれば、補助対象となります。
23	個人情報漏洩を防ぐ目的で設置する事務室の防犯カメラは補助対象になるか	補助対象外となります。
24	不審者防止のための防犯カメラは、対象になるのか。	補助対象外となります。
25	玄関に設置する来訪者確認用のカメラとインターホン対象になるか。	補助対象外となります。性被害防止というこどもの人権を守ることがが事業目的なので、敷地入り口の外側にカメラを向けて設置することや、訪問者の確認を行うためのインターホンの設置をするというものは補助対象となりません。しかし、来訪者確認用や不審者対策でなく、例えば玄関内に死角等があるなど、こどもの人権を守るためにカメラが必要であると認められる場合には、カメラは対象となる場合があります。
26	カメラや人感センサーのアップグレードは補助対象となるか	新規で購入する場合のみ補助対象となり、リースや改修は補助対象外となります。
27	タブレットは補助対象となるか。	補助対象外となります。しかし、カメラで撮影した画像を見るためのみに使う場合や、カメラと一体となって購入するのであれば補助対象となる場合があります。

#### 4 申請手続

28	提出した書類は返却してもらえるのか	提出された書類は返却いたしかねます。 そのため、必要書類につきましては、写しの提出で問題ありません。
29	設置場所等が分かる概略図等とはなにか。	園舎の図面や平面図がある場合は、設置箇所にマーカーを引いたものを添付してください。 無い場合は、設置箇所が明確にわかる手書きの図でも可とします。
30	1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上の契約があるときは、どの添付資料の提出が必要なのか	1件（1契約）あたりの支払金額が100万円以上と見込まれる場合には、市内事業者による2者以上の見積書の徴収が必須です。（申請時に見積書を添付していただきます。） 市内又は市外1者に発注した場合は適正な理由（※）がない限り、補助対象になりませんので、ご注意ください。 ※導入する物品等について、他の物品等で代替することができず、その事業者でしか、確保ができない場合など。本補助金では、基本的に物品の種類も多いため、該当するケースはほぼないと考えています。
31	補助対象経費の仕様がわかる書類とはどのようなものか。	補助対象経費（物品）のカタログ等を想定しています。Amazon等のネットページについても、仕様がわかれば代替として添付してかまいません。
32	領収書が無い場合は、何を提出すればいいのか。	(1) コンビニ等で支払をした場合 →コンビニ支払をした証について写しを添付してください。 (2) 口座振込をした場合 →通帳の写しなど、振り込んだことが分かる書面を提出してください。 ※詳細は、申請マニュアルに記載があります。
33	インターネットで購入したため、納品書が無いがどうすればよいか。	注文及び配送が完了しているページの写し等を提出することで、代替可能です。
34	法人名でなく、園長名で申請をしたいが可能か	法人名（キントーンに登録されている名義）での申請をお願いします。
35	キントーンに申請する際に、購入した物品が項目に選べないがどうすればよいか	キントーンでは、「パーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ、人感センサーライト」の5つの項目としています。 どの物品の用途として購入したのかを選ぶようにしてください。 例えば、着替えやおむつ替えのためにポップアップテント（Q13）を購入した場合は、簡易更衣室を選択してください。